

目標VI 女性に対する暴力のないまちづくり

施策の方向	基本的施策	事業番号	推進事業名	事業目的・概要	計画期間のめざす方向		平成29年度の取組状況	点検・評価				今後の取組		担当課	
					数値目標No.	目標・めざすべき成果		平成29年度の実施状況・実績等を記載	進捗度(4段階)	効率性(4段階)	男女共同参画の視点	具体的に記載	今後の進め方		進め方及び取組む上での課題を具体的に記載
1 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた意識啓発	1 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた意識啓発	162	①女性に対する暴力防止に関する啓発事業の実施	女性に対する暴力防止をテーマに、男女共同参画推進センターにおける講座・講演会の開催、情報誌・広報誌による啓発記事の掲載などを実施する。	暴力は許さないという社会気運の醸成。人権が尊重され、市民がいきいきと暮らせるさいたま市の実現。	「女性に対する暴力をなくす運動」(11月12日～25日)の期間に合わせ、DV防止セミナーやデートDV出前講座を実施した。また、岩槻区役所内において高校生が作成したデートDV啓発ポスターやデートDV防止啓発冊子の展示とともに、デートDV未然防止啓発に係る九都県市共通キャッチフレーズが記載された啓発品の配布を行った。 1 DV防止セミナー テーマ:「DVからの回復の道のり～私なりの歩み方～」 日程:11月25日 参加者数:55名 2 デートDV出前講座 埼玉大学 対象:大学生(新入学生) 日程:4月3日 参加者数:1,105名	H29	4	4	A、B、C、D	出前講座実施後のアンケート結果から、DVへの理解が深まったことが分かった。	4	DV及びデートDVの予防、啓発のため今後も引き続き講座を実施する	男女共同参画課	
							H28	4	4	A、B、C、D		4			
							H27	4	4	A、B、C、D		4			
							H26	4	4	A、B、C、D		4			
		163	②女性に対する暴力防止のための情報提供	女性に対する暴力の防止に関する各種資料や情報の収集・提供を行う。	男女共同参画推進センター等において、女性に対する暴力防止についての図書、映像、行政資料などの情報資料を収集し、貸出し・閲覧を行うこと等により、女性に対する暴力防止の意識を啓発する。	男女共同参画推進センター及び女・男プラザにおいて、女性に対する暴力に関する資料や情報の提供を行った。 ・男女共同参画推進センター 図書74冊、ビデオ7作品 ・女・男プラザ 図書35冊、ビデオ6作品 女性の悩み電話相談を通じて、相談者に対し必要な情報を提供した。	H29	3	3	A、B	資料の収集・提供に際しては、男女双方が参加する会議を設け、意見を伺っている。	4	今後も関連する各種資料を収集・提供し、女性の悩み電話相談の相談者に対し、適切な情報を提供していく。	男女共同参画課	
							H28	3	3	A、B		4			
							H27	3	3	A、B		4			
							H26	3	3	A、B		4			
		164	③DV防止法の啓発	男女共同参画推進センターのホームページ、男女共同参画社会情報誌「You&Me～夢～」、リーフレットなどを媒体として、DVやDV防止法の内容をわかりやすく周知する。	DV被害者の早期保護と被害者の自立支援、またDVを許さない社会気運の醸成。	男女共同参画社会情報誌「You&Me～夢～」において毎月トピックにDV啓発記事を掲載し、その防止を図った。平成29年10月号では相談窓口を掲載し、平成30年2月号では、デートDV未然防止について九都県市の取組記事を掲載し、周知を図った。また、DV防止セミナー「DVからの回復の道のり～私なりの歩み方～」を開催した。	H29	3	3	A、B、D	情報誌啓発誌面の作成にあたっては、男女共に広く周知できるよう努めた。	3	引き続き、DVに関する情報を広く周知できるよう誌面の構成や配布方法を工夫しながら情報提供を行う。	男女共同参画課	
							H28	3	3	A、B、D		3			
							H27	3	3	A、B、D		3			
							H26	3	3	A、B、D		3			
2 女性に対するあらゆる暴力の根絶	2 女性に対するあらゆる暴力の根絶	165	①性犯罪防止のための啓発	性犯罪を含めた、女性に対するあらゆる暴力の根絶をテーマとした講座、講演会を開催する。	59	男女共同参画推進センター等において、女性に対するあらゆる暴力の根絶をテーマとした講座、講演会を実施し、性犯罪等は被害者の人権を大きく侵害するものであるという認識を深め、暴力の根絶に向けた意識啓発を図る。	H29	3	3	A、B	企画・実施にあたり男女双方が参加する事業検討会議で意見を伺っている。子育て中の方も参加しやすいように託児を実施した。	4	テーマに沿った講座を実施する。	男女共同参画課	
							H28	3	3	A、B		4			
							H27	3	3	A、B		4			
							H26	3	3	A		4			
		166	②地域と連携した防犯の推進	地域防犯活動の促進を図るため、自主防犯活動団体に対する活動経費の一部の助成や、市民に対する広報・啓発を行う。また、地域社会から暴力団を排除し、安全・安心なまちづくりを推進するため、暴力団排除活動に関する広報・啓発を行う。	60	地域の防犯活動の促進を図り、安心・安全なまちづくりを推進することにより、刑法犯認知件数を減少させる。	自主防犯活動を行う団体に対し、活動経費の一部を助成した。振り込み詐欺被害防止、自転車盗被害防止、暴力団排除活動に関する広報・啓発活動等を行い、平成29年末刑法犯認知件数は10,958件であった。	H29	4	4	C	平成30年末の目標値の達成に向け、平成29年は目標どおり達成している。	4	犯罪のない安全安心なまちづくりを推進するため、自主防犯活動団体への支援、広報啓発活動の実施、事業者・警察等と連携・協力し、刑法犯認知件数の減少を目指す。	市民生活安全課
								H28	4	4	B		4		
								H27	4	4	B		4		
								H26	4	4	B		4		
		167	③道路照明施設の設置及び維持管理	夜間における交通事故や犯罪の発生を防止し、地域住民の通行の安全を図るため、地域住民からの道路照明施設の設置要望を各区役所で受け、地域の実態に即して設置するとともに維持管理を行う。	市民生活の安全を守るため、公衆街路灯を年間1,400灯設置する。	市民からの設置要望が多い場所や事故が起りやすい場所を中心に、公衆街路灯の設置を進めた。(平成29年度実績は未確定)	H29			C	実績は未確定である。	4	市民からの設置要望が多い場所や事故が起りやすい場所を中心に、公衆街路灯の設置を進める。	市民生活安全課	
							H28	4	4	C		4			
							H27	4	4	C		4			
							H26	4	4	C		4			
168	④住民相談事業	各区役所において、弁護士による法律相談などを実施し、離婚やDVなどの相談に対応し、市民サービスの向上を図る。	専門相談員が離婚・DVに関する問題を抱える相談者に対し、解決の方策等の助言を行い、被害拡大防止や相談者の自立を援助する。	各区役所からしるべ室にて弁護士による法律相談などを行う。離婚・DVに関する相談について、平成29年度実績は531件(未確定)であった。	H29	4	4	C	男女問わず、相談者が窓口に見えて	3	引き続き、市民が抱える問題に対し、10区のからしるべ室で専門相談員による相談を実施する。	市民生活安全課			
					H28	4	4	B、C		3					
					H27	4	4	B、C		3					
					H26	4	4	B、C		3					

目標VI 女性に対する暴力のないまちづくり

施策の方向	基本的施策	事業番号	推進事業名	事業目的・概要	計画期間のめざす方向		平成29年度の取組状況	点検・評価				今後の取組		担当課	
					数値目標No.	目標・めざすべき成果		進捗度(4段階)	効率性(4段階)	男女共同参画の視点	具体的に記載	今後の進め方	進め方及び取組む上での課題を具体的に記載		
1 女性に対するあらゆる暴力の根絶	3 セクシュアル・ハラスメント防止に対する理解と対策の充実	169	①セクシュアル・ハラスメント等防止に関する意識啓発	職場におけるセクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント防止に関する意識の啓発を図る。	セクシュアル・ハラスメントの防止。	男女共同参画推進センター及び女・男プラザにおいて、セクシュアル・ハラスメント防止に関する各種資料や情報の収集・提供を行った。 また、男女共同参画推進センター及び女・男プラザにおいて行われる各種講座への参加を通して意識啓発を図っている。 ・男女共同参画推進センター 図書21冊、ビデオ5作品 ・女・男プラザ 図書7冊、ビデオ1作品	H29	3	3	A、B、C	資料の収集・提供に際しては、男女双方が参加する会議を設け、意見を伺っている。	4	セクシュアル・ハラスメントに関連する各種資料を幅広く収集し、防止に向けた情報提供を行う。	男女共同参画課	
				職場におけるセクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント防止に関する意識の啓発を図る。	セクシュアル・ハラスメントの防止。	・市内在住者・在勤者を対象に「働く人の支援講座(基礎から学ぶ労務実務ステップアップコース)」を開催し、テーマの1つとして扱い、周知・啓発を図った。 テーマ:「ハラスメント対策のポイント」(全1回) 受講者数:34名 アンケート結果: ①96.9%が満足と回答 ②96.9%が生活の中で役立つと回答 ・市のホームページ上に妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い禁止についての情報発信を行い、事業者に向けて周知啓発を図った。	H28	3	3	A、B、C	4				
						H27	3	3	A、B、C	4					
						H26	3	3	A、B、C	4					
				②市役所における防止体制	職員に対し、セクシュアル・ハラスメント防止に関する意識啓発を行う。	職員のセクシュアル・ハラスメント防止に関する意識を向上させる。	平成29年度版「人事の手引」にセクシュアル・ハラスメントの防止に関するマニュアルや「セクシュアル・ハラスメントの正しい理解のために」を掲載した。 セクシュアル・ハラスメントを含むあらゆるハラスメントを防止するため、「さいたま市職員のセクシュアル・ハラスメントの防止に関する要綱」を見直し、平成29年12月1日付けで新たに「さいたま市職員のハラスメントの防止等に関する要綱」を制定し全庁に周知した。 平成30年1月30日に課長級以上の職員を対象として「ハラスメント防止セミナー」を実施した。	H29	4	4	B、C	仕事がある方も参加しやすいよう、夜間の開催とした。また会場も利便性に考慮した。	4	・参加者のニーズを満たすテーマで講座を実施する。	労働政策課
							H28	4	4	A、B	4				
				H27	4	4	A、B	4							
				H26	4	4	A、B	4							
		4 事業者・団体による取組の促進	170	③学校現場等における防止体制	市立各学校・幼稚園に、セクシュアル・ハラスメント防止委員会を組織し、また、マニュアルを作成して、セクシュアル・ハラスメントの防止やセクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切な措置ができるようにする。	さいたま市立各学校・幼稚園において、教職員倫理確立委員会、セクシュアル・ハラスメント防止委員会を組織し、実態調査、相談体制の強化、事例研究、自己評価等を行う。各学校では、年平均3回(学期1回)程度、委員会を開催する。	各学校を訪問し、教職員倫理確立委員会、セクシュアル・ハラスメント防止委員会の実施を確認した(年平均3回)。	H29	4	4	C	職員の多くが目にする「人事の手引」にマニュアル等を掲載することで、男女それぞれの職員に対し、セクシュアル・ハラスメント防止に関する意識啓発を図ることができた。 また管理職を対象としたハラスメント防止セミナーを実施したことで、ハラスメントを生まない職場づくりや組織的な防止策を推進することができた。	4	「人事の手引」へのハラスメントの防止等に関する要綱等の掲載やハラスメント防止に関する研修を実施することで、セクシュアル・ハラスメントの防止についての職員の意識向上と正しい理解の促進を図る。	人事課
							H28	4	4	C	4				
							H27	4	4	C	4				
			171	④セクシュアル・ハラスメントに関する雇用管理上の配慮の周知	職場におけるセクシュアル・ハラスメントに関する事業主の配慮について周知を図るため、リーフレットなどの配布を行う。	事業主・管理職などによる職場環境の整備。	・働く人の支援ガイド2018を作成し、職場のハラスメントについて特集し掲載した。 作成部数 8,000部 ※冊子作成とともにホームページ上に内容を掲載し、広く周知を図った。	H29	4	4	B	内容の記載について、誰もが違和感を持つことのない表現となるよう心掛けた。	4	・ガイドブックは、時事的な新しい情報を盛り込み、広くわかりやすい内容を心がける。	労働政策課
					H28	4	4	A、B	4						
					H27	4	4	A、B	4						
		172	⑤セクシュアル・ハラスメント防止のための情報提供	セクシュアル・ハラスメント防止に関する図書、DVDなどを収集し、市民・市内事業者に提供する。	男女共同参画推進センター等において、セクシュアル・ハラスメント防止に関する情報を収集し、提供することにより、市民や事業者のセクシュアル・ハラスメントの理解、及び防止に向けた取り組みを支援する。	男女共同参画推進センター及び女・男プラザにおいて、セクシュアル・ハラスメント防止に関する各種資料や情報の収集・提供を行った。 ・男女共同参画推進センター 図書21冊、ビデオ5作品 ・女・男プラザ 図書7冊、ビデオ1作品	H29	3	3	A、B、C	資料の収集・提供に際しては、男女双方が参加する会議を設け、意見を伺っている。	4	セクシュアル・ハラスメントに関連する各種資料を幅広く収集し、防止に向けた情報提供を行う。	男女共同参画課	
					H28	3	3	A、B、C	4						
					H27	3	3	A、B、C	4						
							H26	3	3	A、B、C	4				

事業番号170の太枠箇所(点検・評価および今後の取組の記載)について、4月17日時点で変更がありました。

目標VI 女性に対する暴力のないまちづくり

施策の方向	基本的施策	事業番号	推進事業名	事業目的・概要	計画期間のめざす方向		平成29年度の取組状況 平成29年度の実施状況・実績等を記載	点検・評価				今後の取組		担当課	
					数値目標No.	目標・めざすべき成果		進捗度(4段階)	効率性(4段階)	男女共同参画の視点	具体的に記載	今後の進め方	進め方及び取組む上での課題を具体的に記載		
2 ドメスティック・バイオレンス防止対策と被害者の自立支援（DV防止基本計画の推進）	1 教育・啓発の推進	174	①市民への意識啓発	講座・講演会の開催、パンフレットの作成・配布などにより、市民への意識啓発を行う。 ①DVの防止・啓発 ②女性に対する暴力をなくす運動の周知	暴力は許さないという社会気運の醸成。人権が尊重され、市民がいそいそと暮らせるさいたま市の実現。	「女性に対する暴力をなくす運動」(11月12日～25日)の期間に合わせ、DV防止セミナーやデートDV出前講座を実施した。また、岩槻区役所内において高校生が作成したデートDV啓発ポスターやデートDV防止啓発冊子の展示とともに、デートDV未然防止啓発に係る九都県市共通キャッチフレーズが記載された啓発品の配布を行った。 1 DV防止セミナー テーマ:「DVからの回復の道のり～私なりの歩み方～」 日程:11月25日 参加者数:55名 2 デートDV出前講座 埼玉大学 対象:大学生(新入学生) 日程:4月3日 参加者数:1,105名	H29	4	4	A, B, C, D	出前講座実施後のアンケート結果から、DVへの理解が深まったことが分かった。	4	DV及びデートDVの予防、啓発のため今後も引き続き講座を実施する	男女共同参画課	
							H28	4	4	A, B, C, D		4			
							H27	4	4	A, B, C, D		4			
							H26	4	4	A, B, C, D		4			
		175	②学校等における人権教育の推進	DVを未然に防ぐため、学校などにおいて、人権尊重の意識を高める教育啓発や男女平等の理念に基づく教育・研修などを促進する。 ①人権教育の推進 様々な人権問題の解決に向けて、市民や学校における児童生徒及び教職員の人権意識の高揚を図るとともに、様々な人権問題を解決していこうとする児童生徒を育成する。人権同和問題の理解を図る講座、人権啓発講演会の開催、人権標語・人権作文の募集及び表彰、実践事例集・人権作文集・人権ニュースの発行等に取り組む。 ②人権教育啓発資料「ひまわり」の発行 <small>の学校人権教育研修会の支援</small>	①市民や児童生徒及び教職員の人権に対する意識の向上。 ①59の全ての地区公民館で人権講座を実施、市立小・中学校から人権標語90,774点、作文66,254点の応募、人権作文集・人権教育ニュース等の啓発資料を発行し、計画どおりに配布した。 ②平成29年度は人権啓発資料「ひまわり」に代わり、第3版「人権教育指導プラン」を作成し、完成させた。平成30年度の5月末までに配布する。 ③学校人権教育研修会を39回開催した。	①59の全ての地区公民館で人権講座を実施、市立小・中学校から人権標語90,774点、作文66,254点の応募、人権作文集・人権教育ニュース等の啓発資料を発行し、計画どおりに配布した。 ②平成29年度は人権啓発資料「ひまわり」に代わり、第3版「人権教育指導プラン」を作成し、完成させた。平成30年度の5月末までに配布する。 ③学校人権教育研修会を39回開催した。	H29	4	4	C	①③どの事業も男女が分け隔てなく参加いただき、人権に対する意識の向上が図られた。 ②児童生徒が、男女の別を問わず活用される啓発資料となった。	4	①③人権意識の向上を図る事業を継続して行うことが必要であり、また、新たな人権課題にも適切な対応が求められる。 ②平成29年度に第3版「人権教育指導プラン」を完成させ、平成30年度の5月末までに全市立学校に配布するが、その後の人権教育研修会等で、同プランの活用について説明を行う必要がある。	人権教育推進室	
							H28	4	4	C		4			
							H27	4	4	C		4			
							H26	4	4	C		4			
		176	③若年層における未然防止啓発の推進	DV及びデートDVの予防のため、学校等関係機関などと連携して、若年層を対象とした啓発活動を行う。 ①デートDVの防止・啓発	若年層におけるデートDVに対する、意識の醸成。	①デートDV未然防止に係る九都県市共通のキャッチフレーズが記載された啓発品(エコカイロ、絆創膏)を「女性に対する暴力をなくす運動」週間などの機を捉え、配布し啓発に努めた。また同時期にさいたま新都心駅や大宮駅等で映像機を通じ九都県市でのデートDV未然防止への取り組みを放映するなど市民への啓発に努めた。 ②若年層におけるデートDVの防止及び啓発のための出前講座を実施した。 デートDV出前講座(1回) 埼玉大学 日程:4月3日 <small>対象:大学生(新入学生) 参加者数</small>	性別にとらわれない看護教育が実践できた。 男女の差なく看護教育を通じた人権意識を共有できた。	H29	4	4	C	男女の差なく看護教育を通じた人権意識を共有できた。	4	学生数が増加しているが、引き続ききめ細やかな指導をしていく。	高等看護学院
								H28	4	4	C		4		
								H27	4	4	C		4		
								H26	4	3	A, B		4		
176	③若年層における未然防止啓発の推進	DV及びデートDVの予防のため、学校等関係機関などと連携して、若年層を対象とした啓発活動を行う。 ①デートDVの防止・啓発 ②教職員への研修	相手の人権を尊重し、デートDVのない社会づくり。	①これまでのデートDV/パンフレットの内容の見直しを図った最新版を作成し、市立中・高等学校の2年生を対象に配布した。 ②市立中・高等学校教職員を対象にした、デートDV研修会を実施した。市立高校全4校から各2名ずつ、希望のあった市立中学校2校2名の出席があった。	教職員対象の研修会に、中学校希望者の参加が少ないため、様々な機会を通じて研修会の周知を図る。	H29	4	3	C	教職員対象の研修会に、中学校希望者の参加が少ないため、様々な機会を通じて研修会の周知を図る。	4	人権意識の向上を図る事業を継続して行う必要がある。また、中学校希望者の参加を増やすための更なる工夫が必要である。	人権教育推進室		
						H28	4	3	C		4				
						H27	4	3	C		4				
						H26	4	3	C		4				

目標VI 女性に対する暴力のないまちづくり

施策の方向	基本的施策	事業番号	推進事業名	事業目的・概要	計画期間のめざす方向		平成29年度の取組状況 平成29年度の実施状況・実績等を記載	点検・評価				今後の取組		担当課
					数値目標No.	目標・めざすべき成果		進捗度(4段階)	効率性(4段階)	男女共同参画の視点	具体的に記載	今後の進め方	進め方及び取組む上での課題を具体的に記載	
2 ドメスティック・バイオレンス防止対策と被害者の自立支援（DV防止基本計画の推進）	2 被害者の早期発見と相談体制の充実	177	①早期発見・通報体制の整備・充実	DVの被害を深刻化させないために、被害者の早期発見に努めるとともに、市民、医療関係者及び福祉関係者などに対して、DVの発見者の通報体制について周知する。 ①通報体制の周知	被害者の早期発見により、被害の深刻化を防ぐ。	公共施設にDV専用電話のチラシやパンフレットを配架する等、DV被害者の早期発見に努めた。	H29	3	3	A	企画・実施にあたり、男女が対等に意見を出し合った。	3	引き続き、市民や関係機関に対して情報の周知を図っていく。	男女共同参画課
				H28	3	3	A		3					
				H27	3	3	A		3					
				H26	3	3	A		3					
				H29	4	4	A	男性女性双方の職員が、スケジュールを組み、休日・深夜の緊急電話通告に対応した。	4	平成29年度と同様に実施する。	児童相談所			
				H28	4	4	A		4					
		H27	4	4	A		4							
		H26	4	4	A		3							
		H29	4	4	A	各会議の開催にあたり男女が共に意見を出し合った。	4	児童虐待防止に向け、各関係機関の対応力を向上させるため、会議内容を充実させていく。	子育て支援政策課					
		H28	4	4	A		4							
		H27	4	4	A		4							
		H26	4	4	A		4							
178	②相談体制の強化と周知	各種相談事業の実施及び相談窓口の周知を行う。相談窓口の相談員については、さらなる資質向上に努める。また、DV防止法に基づく配偶者暴力相談支援センターを設置し、取組を強化する。 ①配偶者暴力相談支援センターの設置 ②DV相談事業 ③婦人相談員研修の実施	他機関等との連携をより一層強化するとともに、相談に携わる職員への研修を行い、相談体制の充実を図る。また、DV防止法に基づく配偶者暴力相談支援センターを設置（機能を付加）し、取組を強化する。	さいたま市ドメスティック・バイオレンス防止対策関係機関連携会議を開催した。（5月、1月） また、庁内ドメスティック・バイオレンス防止対策関係機関連携会議を開催した。（9月、3月） 婦人相談員研修では、DVに関する講師による研修を開催した。	H29	3	3	A	企画・実施にあたり、男女が対等に意見を出し合った。	3	DV被害の内容が多様化しているため、多様な相談に応じられるよう、婦人相談員の研鑽に努める。	男女共同参画課		
			H28	3	3	A		3						
			H27	3	3	A		3						
		H26	3	3	A		3							
		H29	4	3	A、B、C	相談員は男女バランスよく配置されており、多様な相談に対応できている。	4	今後も継続して相談を実施する。相談日や会場が限定されているため、極力多くの市民の相談に対応できるように、周知方法・会場等について検討する。	人権政策推進課					
		H28	4	3	C		4							
		H27	4	3	A、B、C		4							
		H26	4	3	A、B、C		4							
		H29	4	4	C	男女問わず、相談者が窓口に見えてくる。	3	引き続き、市民が抱える問題に対し、10区のくらし応援室で専門相談員による相談を実施する。	市民生活安全課					
H28	4	4	C		3									
H27	4	4	B、C		3									
H26	4	4	B、C		3									

目標VI 女性に対する暴力のないまちづくり

施策の方向	基本的施策	事業番号	推進事業名	事業目的・概要	計画期間のめざす方向		平成29年度の取組状況 平成29年度の実施状況・実績等を記載	点検・評価				今後の取組		担当課	
					数値目標No.	目標・めざすべき成果		進捗度(4段階)	効率性(4段階)	男女共同参画の視点	具体的に記載	今後の進め方	進め方及び取組む上での課題を具体的に記載		
2 ドメスティック・バイオレンス防止対策と被害者の自立支援（DV防止基本計画の推進）	2 被害者の早期発見と相談体制の充実	179	③多様な被害者への配慮	被害者の国籍や障害の有無、年齢などにかかわらず、誰でも相談や支援を受けることができるように環境を整備する。		関係機関と連携を図りつつ、多様な被害者へ対応する。	外国人相談を行えるNPO等の庁外機関や障害福祉の所管課と連携しつつ、被害者に必要な支援を実施した。	H29	3	3	A	企画・実施にあたり、男女が対等に意見を出し合った。	4	今後も関係機関と連携を密にしつつ、多様な被害者への対応をすすめていく。	男女共同参画課
				①多様な被害者への配慮				H28	3	3	A		4		
								H27	3	3	A		4		
							H26	3	3	A		4			
				被害者の国籍や障害の有無、年齢などにかかわらず、誰でも相談や支援を受けることができるように環境を整備する。		①外国人相談員が、市内在住の外国人に対し、日常生活を営む上で必要なアドバイス等を5か国語にて行う。	大宮区役所くらし応援室にて毎週月曜日～木曜日の9時～12時、外国人相談を行う。月：英語・タガログ語、火：韓国・朝鮮語、水：英語・ポルトガル語、木：中国語。平成29年度実績は、136件であった。	H29	4	4	C	男女問わず、相談者が窓口に見えている。	3	引き続き、市民が抱える問題に対し、10区のくらし応援室で専門相談員による相談を実施する。	市民生活安全課
				①外国人のための生活相談 来日した外国人が、わが国で安心して日常生活を営めるよう、行政として窓口を設置し対応する。				H28	4	4	C		3		
								H27	4	4	B、C		3		
								H26	4	4	B、C		3		
				被害者の国籍や障害の有無、年齢などにかかわらず、誰でも相談や支援を受けることができるように環境を整備する。		①外国人市民の生活の利便性を高める。 ②外国人市民も住みやすいまちづくりに貢献する。	①外国人のための生活相談 外国人市民の日常生活における問題解決を支援するため、日本語による簡易生活相談及び多言語生活相談を実施した。 ②外国人のための情報提供 外国人市民の日常生活の利便性を高めるため、外国人市民のために、生活ガイドブック・ガイドマップを作成する。	H29	3	3	B,C,E	①男女問わず、相談者の利用がある。 ②要望のあった各区役所等にさいたま市外国語マップ及びガイドブックを配布した。	3	①利用周知のため、さらなる広報の必要性がある。また、観光国際課と（公社）さいたま観光国際協会が連携し、相談業務に係る情報収集等を行い効果的な運用を図る必要性がある。 ②引き続き外国語マップ、ガイドブックを配布し生活情報を提供する。	観光国際課
								H28	4	4	B、C		3		
							H27	4	4	B、C		3			
							H26	4	4	B、C		3			
	3 被害者の保護と自立支援の充実	180	①安全な保護体制の整備	被害者の安全を確保しつつ、地域における社会資源の活用などにより、保護を行う。		被害者に寄り添い、きめ細かく被害者を支援する民間団体が持続的な自立支援を地域の中でさらに充実していく。	①平成29年度一次保護件数 7件 ②民間シェルターを運営している団体に補助金を交付した。	H29	3	3	A	企画・実施にあたり、男女が対等に意見を出し合った。	4	引き続き、緊急時における一時保護や民間団体への支援を継続していく。	男女共同参画課
①被害者の緊急時における一時保護事業 ②民間団体への支援							H28	3	3	A		4			
						H27	3	3	A		4				
					H26	3	3	A		4					
				被害者の安全を確保しつつ、地域における社会資源の活用などにより、保護を行う。		緊急時に保護を必要とする母子を受け入れる。	緊急に一時保護を必要とする母及び子を施設に入所させ、必要な保護を行った。	H29	3	3	E	母子のみを対象とする事業であるため。	4	関係機関等と協議を行い、効率的な緊急一時保護の受入体制を定めていく。	子育て支援政策課
				①母子緊急一時保護事業 緊急的に保護を必要とする母子を保護する。緊急的に保護を必要とする母及び子（義務教育修了前）を施設に入所させ、必要な保護を行う。				H28	3	3	E		4		
							H27	3	3	E		4			
							H26	3	3	E		4			
		181	②被害者及びその関係者に関する情報の保護	被害者の情報を保護するため、住民基本台帳の閲覧等の制限を行う。また、被害者の安全の確保のため、被害者支援に関わる関係機関などに対し、被害者及びその関係者に関する情報管理を徹底する。		住民基本台帳支援措置に係る証明発行を行い、被害者の安全確保を図る。また、被害者情報の取扱いに留意し、管理することにより、被害者の安全を確保する。	平成29年度支援措置証明件数 63件 庁内DV防止対策関係機関連携会議でプライバシー保護を周知した。	H29	3	3	A	企画・実施にあたり、男女が対等に意見を出し合った。	4	引き続き、被害者情報の取り扱いには細心の注意を払っていく。	男女共同参画課
①情報管理の徹底						H28	3	3	A		4				
						H27	3	3	A		4				
			被害者の情報を保護するため、住民基本台帳の閲覧等の制限を行う。また、被害者の安全の確保のため、被害者支援に関わる関係機関などに対し、被害者及びその関係者に関する情報管理を徹底する。		被害者からの申出を適切に処理し、加害者から、被害者の住所を探索する目的での住民基本台帳の閲覧等を制限することにより、被害者の現住所等の情報を保護する。	各区役所区民課において、被害者からの申出により、住民基本台帳の閲覧等の制限を実施し、被害者の現住所の情報の保護を行った。	H29	4	4	E	総務省が示す事務処理要領に基づき、適切に対応した。	4	引き続き、総務省が示す事務処理要領に基づき適切に対応する。	区政推進部	
			①住民基本台帳の閲覧等の制限				H28	4	4	E		4			
							H27	4	4	E		4			
							H26	4	4	E		4			

目標VI 女性に対する暴力のないまちづくり

施策の方向	基本的施策	事業番号	推進事業名	事業目的・概要	計画期間のめざす方向		平成29年度の取組状況 平成29年度の実施状況・実績等を記載	点検・評価				今後の取組		担当課			
					数値目標No.	目標・めざすべき成果		進捗度(4段階)	効率性(4段階)	男女共同参画の視点	具体的に記載	今後の進め方	進め方及び取組む上での課題を具体的に記載				
2 ドメスティック・バイオレンス防止基本計画の推進	3 被害者の保護と自立支援の充実	182	③自立に向けた支援	福祉や雇用などの各種施策を十分に活用し、精神的な支援も含めた被害者の生活再建と経済的支援を進めるなど、被害者の自立を継続的に支援する。 ①DV被害者への情報提供	被害者への継続的な相談対応による精神的な支援、及び、被害者の生活再建に必要な情報を提供し、被害者の自立を目指す。	被害者の心情に寄り添うべく継続相談を実施し、被害者のおかれている段階に応じて必要な情報を提供した。	H29	3	3	A	企画・実施にあたり、男女が対等に意見を出し合った。	4	引き続き、被害者への継続的な自立支援及び情報提供を継続していく。	男女共同参画課			
							H28	3	3	A		4					
							H27	3	3	A		4					
							H26	3	3	A		4					
							福祉や雇用などの各種施策を十分に活用し、精神的な支援も含めた被害者の生活再建と経済的支援を進めるなど、被害者の自立を継続的に支援する。 ①さいたま市多重債務者生活再建安心プログラムの周知徹底	多重債務に陥っている被害者を掘り起こし、救済する。	さいたま市多重債務者生活再建安心プログラムを実施、消費生活相談として多重債務者の相談を受け付け、弁護士や関係団体等につなぐことにより、相談者の救済を行った。	専門資格を持った消費生活相談員が対応、男女の区別なく、経済的・精神的困窮状況を的確に聞き取り、相談者に適した支援につなげている。	H29	3	3	A、B、C	2	貸金業改正の効果で、多重債務に関する消費生活相談件数は少なくなってきたため、取り組み自体は継続しながら、より適切な対応方法を検討していく。	消費生活総合センター
							H28	3	3	A、B、C		2					
							H27	3	3	A、B、C		2					
							H26	3	3	A、B、C		2					
							福祉や雇用などの各種施策を十分に活用し、精神的な支援も含めた被害者の生活再建と経済的支援を進めるなど、被害者の自立を継続的に支援する。 ①子育て相談 家庭における適切な児童の養育と養育に関連して発生する種々の児童問題を解決する。家庭児童相談員を設置し、家庭における児童の福祉についての相談指導業務を行う。 ②母子家庭等相談 ③母子寡婦福祉資金貸付事業 ④母子家庭等就業・自立支援センター等事業	①児童の養育と養育に関連して発生する種々の問題を解決する。	①家庭における児童の福祉についての相談指導業務を行った。 相談件数 8,732件(H30.1月末現在)	男女を問わず利用できる事業である。	H29	4	4	C	4	引き続き、研修等によって相談員の資質の向上を図り、相談体制の充実を図る。	子育て支援政策課
							H28	4	4	C		4					
							H27	4	4	C		4					
							H26	4	4	C		4					
			福祉や雇用などの各種施策を十分に活用し、精神的な支援も含めた被害者の生活再建と経済的支援を進めるなど、被害者の自立を継続的に支援する。 ①生活保護(被害者の生活の支援)	婦人相談センターに入所した者のうち、生活保護法の適用が必要な者に対しては生活保護法を適用し、社会復帰や生活支援を行う。	婦人相談センターに入所した者のうち、生活保護法の適用が必要な者に対して生活保護法を適用し、社会復帰や生活支援を行った。(平成29年度:6世帯)	要支援者から申請があった場合に生活保護による支援を行うものであり、「男女共同参画の視点」に基づく評価になじまない。	H29	4	4	D	4	申請に基づき生活保護を適用し、支援する。支援にあたっては、婦人相談センターと緊密な連携を図っていく。	生活福祉課				
			H28	4	4	D		4									
			H27	4	4	D		4									
			H26	4	4	D		4									
			福祉や雇用などの各種施策を十分に活用し、精神的な支援も含めた被害者の生活再建と経済的支援を進めるなど、被害者の自立を継続的に支援する。 ①DV被害者に対する市営住宅の目的外使用	DV被害者の精神的、時間的ゆとりの確保及び生活基盤の立て直しに寄与する。	利用実績なし。	実施にあたり、課内会議を開催し、男女が共に意見を出しあった。	H29	4	4	A	4	引き続き、緊急の目的外使用に備え、住戸を確保する。	住宅政策課				
			H28	4	4	A		4									
			H27	4	4	A		4									
			H26	4	4	A		4									
		183	④心身の健康回復への支援	自助グループなどの活動に関する情報提供や、グループの形成・継続に対する支援を行うこととおして、地域における継続的なサポートにつながる体制の整備に努める。 ①精神保健に関する支援	自助グループの形成。	自助グループの形成として、「傷ついた心のケア講座」において、ピアサポートグループを実施した。	企画・実施にあたり、男女が対等に意見を出し合った。	H29	3	3	A	3	引き続き、ピアサポートグループを実施しつつ、自助グループの形成を目指す。	男女共同参画課			
			H28	3	3	A		3									
			H27	3	3	A		3									
			H26	3	3	A		3									

目標VI 女性に対する暴力のないまちづくり

施策の方向	基本的施策	事業番号	推進事業名	事業目的・概要	計画期間のめざす方向		平成29年度の取組状況 平成29年度の実施状況・実績等を記載	点検・評価				今後の取組		担当課				
					数値目標No.	目標・めざすべき成果		進捗度 (4段階)	効率性 (4段階)	男女共同参画の視点	具体的に記載	今後の進め方	進め方及び取組む上での課題を具体的に記載					
2 ドメスティック・バイオレンス防止基本計画の推進と被害者の自立支援	4 子どもへの支援	184	①保育・就学支援	被害者の子どもが安心して生活できるよう、被害者などの安全の確保を図りつつ、教育委員会、学校、保育所などの関係機関と連携し、子どもが適切な配慮を受けられるよう支援する。 ①婦人相談員への情報の周知	保育・就学の機会において、利用できる制度や必要な支援について、婦人相談員へ周知することで、被害者の子どもの安全へ配慮する。	婦人相談員会議での「子育て応援ブック」の配布等を通じて情報を周知した。	H29	3	3	A	企画・実施にあたり、男女が対等に意見を出し合った。	3	今後も関連する情報を収集し、的確に被害者へ提供できるよう努める。	男女共同参画課				
				H28	3	3	A		3									
				H27	3	3	A		3									
				H26	3	3	A		3									
								被害者の子どもが安心して生活できるよう、被害者などの安全の確保を図りつつ、教育委員会、学校、保育所などの関係機関と連携し、子どもが適切な配慮を受けられるよう支援する。 ①子どもショートステイ事業 家庭における児童の養育を行うことが一時的に困難になったときに、児童を児童養護施設等において短期間、養育・保護することによって、核家族化などによって養育機能が低下した家庭を支援する。乳児から小学校終了までの児童の保護者が、疾病、疲労、怪我、看護、冠婚葬祭、出張、災害等の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難になったとき、児童を児童養護施設等において短期間預かる。	①家庭における児童の養育を行うことが一時的に困難になったときに、児童を児童養護施設等において短期間預かる。	児童養護施設等において、養育・保護が必要な児童の預かりを行った。延べ4人、15日(H30.3月現在)	H29	4	4	B	児童の養育を行うことが一時的に困難になったときには、男女を問わず誰でも利用できる事業である。	4	空床利用のため、満床の場合や利用希望が重複したときなど希望に応じられない場合がある。	子育て支援政策課
				H28	4	4	B		4									
				H27	4	4	B		4									
				H26	4	4	B		4									
								被害者の子どもが安心して生活できるよう、被害者などの安全の確保を図りつつ、教育委員会、学校、保育所などの関係機関と連携し、子どもが適切な配慮を受けられるよう支援する。 ①児童生徒の就学支援	緊急的に保護を必要とする母子を受け入れる。	DV被害を理由に緊急避難をしてきた児童生徒に対し、居住の事実を確認の上、速やかに就学支援を実施した。また必要に応じ、生活保護制度又は就学援助制度の案内を行った。	H29	4	4	E	関係機関と連携し、子どもの就学機会が失われることがないよう、速やかに対応した。併せて必要な制度の案内及び個人情報の厳重な管理を徹底した。	4	今後も、DV被害を理由に緊急避難をしてきた児童生徒に対し、居住の事実を確認の上、速やかに就学支援を実施する。また必要に応じ、生活保護制度又は就学援助制度の案内を実施する。	学事課
		H28	4	4	E		4											
		H27	4	4	E		4											
		H26	4	4	E		4											
		185	②子どもの心のケア	家庭でDVを目撃したり、虐待を受けるなどして傷ついている子どもの心とからだのケアを行う。 ①子どもの精神保健相談室の実施 ②思春期の専門相談事業	①小学校高学年から中学生までの子どもやその家族等を対象に、電話相談を実施し、必要に応じて面接を行い、子どもや家族の心のケアを図る。 ②グループワークや心理療法、心理教育を行う。	背景にDVがある電話・面接相談を延べ〇〇件(未確定)実施した。適宜、相談の中で心理教育や心理療法などを実施し、こころのケアを行った。 機能不全家族の中で育った子ども向けの心理教育グループを2回実施し、延べ22名の子どもが参加した。	H29	4	3	A、B、C	打ち合わせの際に、男女が対等に意見を出し合った。グループの司会も男女で行った。参加児童は男女が混在し、成果があった	4	より専門的な知識と技術を要するため、相談員の質の維持向上が課題である。	こころの健康センター				
H28	4			4	A、B、C		4											
H27	4			4	A		4											
H26	4			4	A		4											
						家庭でDVを目撃したり、虐待を受けるなどして傷ついている子どもの心とからだのケアを行う。 ①教育相談推進事業	スクールカウンセラーを中心に、心のケアを行う。	全ての市立中学校、高等学校、特別支援学校に年間40回、市立小学校に原則年間20回勤務し、DVや虐待に限らず、スクールカウンセラーとしての専門性を生かし、教員と連携して、子どもの心とからだのケアを行った。	H29	4	3	A	教員やスクールカウンセラーが連携した支援が実施できた	4	今後も教員やスクールカウンセラーが連携して、心のケアを行っていく。	総合教育相談室		
H28	3			3	A		3											
H27	4	4	A		4													
H26	4	4	E		4													

目標VI 女性に対する暴力のないまちづくり

施策の方向	基本的施策	事業番号	推進事業名	事業目的・概要	計画期間のめざす方向		平成29年度の取組状況 平成29年度の実施状況・実績等を記載	点検・評価				今後の取組		担当課
					数値目標No.	目標・めざすべき成果		進捗度(4段階)	効率性(4段階)	男女共同参画の視点	具体的に記載	今後の進め方	進め方及び取組む上での課題を具体的に記載	
2 ドメスティック・バイオレンス防止基本計画の推進 (DV防止基本計画の推進)	5 関係機関等との連携協力 と被害者の自立支援	186	①関係機関・民間団体との連携協力体制の強化	被害者の適切な保護を行うために、庁内及び庁外の関係機関と連携会議を開催する。また、DV被害者の支援のために、関係機関や民間団体との連携を強化する。 ①DV防止対策関係機関との連携(連携会議の開催) ②警察との連携 ③教育機関や保育園等との連携 ④福祉・保健機関との連携 ⑤専門家(弁護士、精神科医等)との連携 ⑥DV被害者支援団体との連携	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の自立を支援する。	さいたま市ドメスティック・バイオレンス防止対策関係機関連携会議を開催した。(5月、1月) また、庁内ドメスティック・バイオレンス防止対策関係機関連携会議を開催した。(9月、3月)	H29	4	4	A、B、C	企画・実施にあたり、男女が対等に意見を出し合った。	4	引き続き、庁内外の連携会議を開催し、DV対策について各関係機関との連携を図る。	男女共同参画課
							H28	4	4	A、B、C				
							H27	4	4	A、B、C				
							H26	3	3	B、C				
		187	②職務関係者による配慮	被害者の立場に配慮した適切な対応ができるよう、DVに対する意識及び知識の向上を図るため、職務関係者を中心に職員研修を実施する。 ①職務関係者研修の実施	被害者の立場に配慮した適切な対応ができるよう、職務関係者の意識及び知識の向上を図る。	婦人相談員の質の向上を図るため、スーパーバージョン4回、庁内外の講師を招いて8回研修を実施した。	H29	4	4	A、B、C	企画・実施にあたり、男女が対等に意見を出し合った。	4	引き続き、研修内容を充実していく。	男女共同参画課
							H28	4	4	A、B、C				
							H27	4	4	A、B、C				
							H26	3	3	A、B、C				
		188	③調査研究の推進	市民意識調査、デートDV意識調査を実施、また、国の調査研究、他自治体の取組について調査・研究し、加害者の更生に向けた施策のあり方を検討する。 ①DVに関する実態調査・研究	市民の実態を把握し、報告書にまとめる。	九都県市首脳会議デートDV未然防止啓発検討会において、各都県市と先進事例の共有を図り、若年層への効果的な啓発方法についての情報交換を行った。	H29	3	3	A、B、C	企画・実施にあたり、男女が対等に意見を出し合った。	4	今後も定期的に調査を行うことで、市民の意識の変化を把握し、施策に反映していく。	男女共同参画課
							H28	4	4	A、B、C				
							H27	3	3	B、C、D				
							H26	4	4	A、B、C				
		189	④苦情の適切・迅速な処理	被害者から、職員の職務の執行に関して苦情の申出を受けた場合は、適切かつ迅速に処理し、対応の向上を図るよう努める。 ①苦情処理の取組	苦情の申出を対応の向上へと繋げる。	相談対応への苦情申出があった場合、会議の場にて内容の報告をするとともに、どういった問題点があったのかを話し合い、対応の向上につながるようにした。	H29	3	3	A	会議の場では、男女が対等に意見を出し合った。	4	今後も申出の内容を共有、協議し、同じような内容の苦情が出ないように努める。	男女共同参画課
							H28	3	3	A				
							H27	3	3	A				
							H26	3	3	A				
		190	⑤産科医療機関等との連携	早期に育児不安の軽減を図り、児童虐待の発生を予防するため、産科医療機関等と連携し、妊娠中または出産後早い段階から支援が必要と判断される家庭を把握し、継続支援する。	子ども虐待発生リスクの高い家庭を早期に把握し、確実に支援していく。	出産ができる医療機関のうち特定妊婦や、ハイリスク児及びハイリスク家族の連絡を31箇所の医療機関から総数661件(平成30年2月末現在)受け支援を行うことで、子ども虐待の発生を防いでいる。	H29	4	4	C	支援が必要な家庭について、性別にかかわらず支援しており、虐待の予防に寄与できている。	4	より連携を密にし、一層の協力体制の構築を図る。	地域保健支援課
							H28	4	4	C				
							H27	4	4	C				
							H26	4	4	C				